

弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

弥富市国民健康保険税条例（昭和30年弥富町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項及び第4項中「及び資産割額」を削る。

第3条第1項中「100分の5.4」を「100分の5.8」に改める。

第4条中「100分の16」を「100分の8」に改める。

第5条中「2万3,000円」を「2万4,400円」に改める。

第5条の2第1号中「2万2,000円」を「2万1,000円」に改め、同条第2号中「1万1,000円」を「1万500円」に改め、同条第3号中「1万6,500円」を「1万5,750円」に改める。

第6条中「100分の1.9」を「100分の2」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第7条の2中「8,000円」を「8,400円」に改める。

第7条の3第1号中「6,000円」を「6,100円」に改め、同条第2号中「3,000円」を「3,050円」に改め、同条第3号中「4,500円」を「4,575円」に改める。

第8条中「100分の1.2」を「100分の1.49」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第9条の2中「8,000円」を「8,900円」に改める。

第9条の3中「6,000円」を「5,800円」に改める。

第12条第1項を次のように改める。

普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 翌年1月1日から同月31日まで

第8期 翌年2月1日から同月末日まで

第21条及び第22条を次のように改める。

第21条及び第22条 削除

第23条第1号ア中「1万6,100円」を「1万7,080円」に改め、同号イ（ア）中「1万5,400円」を「1万4,700円」に改め、同号イ（イ）中「7,700円」を「7,350円」に改め、同号イ（ウ）中「1万1,550円」を「1万1,025円」に改め、同号ウ中「5,600円」を「5,880円」に改め、同号エ（ア）中「4,200円」を「4,270円」に改め、同号エ（イ）中「2,100円」を「2,135円」に改め、同号エ（ウ）中「3,150円」を「3,203円」に改め、同号オ中「5,600円」を「6,230円」に改め、同号カ中「4,200円」を「4,060円」に改め、同条第2号ア中「1万1,500円」を「1万2,200円」に改め、同号イ（ア）中「1万1,000円」を「1万500円」に改め、同号イ（イ）中「5,500円」を「5,250円」に改め、同号イ（ウ）中「8,250円」を「7,875円」に改め、同号ウ中「4,000円」を「4,200円」に改め、同号エ（ア）中「3,000円」を「3,050円」に改め、同号エ（イ）中「1,500円」を「1,525円」に改め、同号エ（ウ）中「2,250円」を「2,288円」に改め、同号オ中「4,000円」を「4,450円」に改め、同号カ中「3,000円」を「2,900円」に改め、同条第3号ア中「4,600円」を「4,880円」に改め、同号イ（ア）中「4,400円」を「4,200円」に改め、同号イ（イ）中「2,200円」を「2,100円」に改め、同号イ（ウ）中「3,300円」を「3,150円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「1,680円」に改め、同号エ（ア）中「1,200円」を「1,220円」に改め、同号エ（イ）中「600円」を「610円」に改め、同号エ（ウ）中「900円」を「915円」に改め、同号オ中「1,600円」を「1,780円」に改め、同号カ中「1,200円」を「1,160円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の弥富市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のあらまし

- 1 広域化に伴い愛知県の試算で示された弥富市の標準保険料率を参考に、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額を改定することとした。

・基礎課税額

	現 行	改正案
所 得 割	5.4%	5.8%
資 産 割	16%	8%
均 等 割	23,000円	24,400円
平等割（特定世帯、特定継続世帯以外）	22,000円	21,000円
平等割（特定世帯）	11,000円	10,500円
平等割（特定継続世帯）	16,500円	15,750円

・後期高齢者支援金等課税額

	現 行	改正案
所 得 割	1.9%	2%
資 産 割	2%	廃止
均 等 割	8,000円	8,400円
平等割（特定世帯、特定継続世帯以外）	6,000円	6,100円
平等割（特定世帯）	3,000円	3,050円
平等割（特定継続世帯）	4,500円	4,575円

・介護納付金課税額

	現 行	改正案
所 得 割	1.2%	1.49%
資 産 割	2%	廃止
均 等 割	8,000円	8,900円
平 等 割	6,000円	5,800円

- 2 1の税率改定に伴い、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額から減額する額を改定することとした。

・7割軽減

	現 行	改正案	
基礎課税額	均 等 割	16,100円	17,080円
	平等割（特定世帯、特定継続世帯以外）	15,400円	14,700円
	平等割（特定世帯）	7,700円	7,350円
	平等割（特定継続世帯）	11,550円	11,025円
後期高齢者支援金課税額	均 等 割	5,600円	5,880円
	平等割（特定世帯、特定継続世帯以外）	4,200円	4,270円
	平等割（特定世帯）	2,100円	2,135円
	平等割（特定継続世帯）	3,150円	3,203円
介護納付金課税額	均 等 割	5,600円	6,230円
	平 等 割	4,200円	4,060円

・5割軽減

		現 行	改正案
基礎課税額	均 等 割	11,500円	12,200円
	平等割(特定世帯、特定継続世帯以外)	11,000円	10,500円
	平等割(特定世帯)	5,500円	5,250円
	平等割(特定継続世帯)	8,250円	7,875円
後期高齢者 支援金課税 額	均 等 割	4,000円	4,200円
	平等割(特定世帯、特定継続世帯以外)	3,000円	3,050円
	平等割(特定世帯)	1,500円	1,525円
	平等割(特定継続世帯)	2,250円	2,288円
介護納付金 課税額	均 等 割	4,000円	4,450円
	平 等 割	3,000円	2,900円

・ 2 割軽減

		現 行	改正案
基礎課税額	均 等 割	4,600円	4,880円
	平等割(特定世帯、特定継続世帯以外)	4,400円	4,200円
	平等割(特定世帯)	2,200円	2,100円
	平等割(特定継続世帯)	3,300円	3,150円
後期高齢者 支援金課税 額	均 等 割	1,600円	1,680円
	平等割(特定世帯、特定継続世帯以外)	1,200円	1,220円
	平等割(特定世帯)	600円	610円
	平等割(特定継続世帯)	900円	915円
介護納付金 課税額	均 等 割	1,600円	1,780円
	平 等 割	1,200円	1,160円

3 普通徴収に係る仮算定を廃止し、納期の数を6回から8回に改定することとした。

4 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

令和2年度 国民健康保険特別会計概算要求のあらまし

歳	款	名称	前年度当初予算	本年度当初予算	差 引	対前年度比
			千円	千円	千円	%
入	1	国民健康保険税	929,250	924,465	△ 4,785	99.49
	2	国庫支出金	1	1	0	100.00
	4	県支出金	2,775,122	2,784,082	8,960	100.32
	5	財産収入	14	14	0	100.00
	6	繰入金	292,006	277,272	△ 14,734	94.95
	7	繰越金	1	1	0	100.00
	8	諸収入	25,605	25,604	△ 1	100.00
	9	市町村債	1	1	0	100.00
			歳入予算総額	4,022,000	4,011,440	△ 10,560

歳	款	名称	前年度当初予算	本年度当初予算	差 引	対前年度比
			千円	千円	千円	%
出	1	総務費	24,450	33,209	8,759	135.82
	2	保険給付費	2,734,023	2,746,261	12,238	100.45
	3	国民健康保険事業費納付金	1,181,811	1,167,244	△ 14,567	98.77
	4	財政安定化基金拠出金	1	1	0	100.00
	5	保健事業費	49,090	43,866	△ 5,224	89.36
	6	基金積立金	14	14	0	100.00
	7	公債費	1	1	0	100.00
	8	諸支出金	5,760	5,212	△ 548	90.49
	9	予備費	26,850	15,632	△ 11,218	58.22
		歳出予算総額	4,022,000	4,011,440	△ 10,560	99.74

令和2年度 国民健康保険特別会計歳出の主なあらまし

2款 保険給付費 1項 療養諸費

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 一般被保険者療養給付費	一般被保険者療養給付費支給事務	2,400,000	疾病・負傷に対して保険医療機関等で、診療・薬剤又は治療の材料の支給・処置・手術・その他の治療を受けたときの自己負担分を除いた額を支給する。
2 退職被保険者等療養給付費	退職被保険者等療養給付費支給事務	500	
3 一般被保険療養費	一般被保険者療養費支給事務	36,000	療養の給付を行うことが困難であると保険者が認めたとき、緊急その他やむを得ない理由で保険医療機関以外で診療を受けたとき、医師の同意を得て、あんま、はり、灸、柔道整復師の施術を受けたとき又は医師が必要と認めた治療用補装具を装着したとき(コルセット等)の自己負担分を除いた額を支給する。
4 退職被保険者等療養費	退職被保険者等療養費支給事務	50	
5 審査支払手数料	審査手数料支払事務	8,700	愛知県国民健康保険団体連合会(診療報酬審査委員会)へ委託をし、診療報酬請求内容を審査してもらうための手数料。

2款 保険給付費 2項 高額療養費

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 一般被保険者高額療養費	一般被保険者高額療養費支給事務	280,000	療養の給付についての一部負担金の額が自己負担限度額を超える場合等にその超える額の全額を支給する。一部負担金の額は、被保険者ごとに、暦月を単位とし、原則として病院、診療所、薬局ごとに算定される。
2 退職被保険者等高額療養費	退職被保険者等高額療養費支給事務	100	

2款 保険給付費 4項 出産育児諸費

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 出産育児一時金	出産育児一時金支給事務	16,800	被保険者が分娩したとき当該世帯主に支給する。支給額42万円(1人の出産につき)

3款 国民健康保険事業費納付金 1項 医療給付分

目	事業名	予算額 (千円)	事業内容
1 一般被保険者医療給付費分	一般被保険者医療給付費分支払事務	816,293	県が保険給付費の推計をもとに、保険料収納必要総額を算出し、医療費水準及び所得水準に応じて各市町村に納付金を割当てられた額を県に支払う。
2 退職被保険者等医療費給付費分	退職被保険者等医療費給付費分支払事務	294	

3款 国民健康保険事業費納付金 2項 後期高齢者支援金等分

目	事業名	予算額 (千円)	事業内容
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	一般被保険者後期高齢者支援金等分支払事務	252,448	県が後期高齢者支援金等（後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金）の推計をもとに、保険料収納必要総額を算出し、所得水準に応じて各市町村に割当てられた額を県に支払う。

3款 国民健康保険事業費納付金 3項 介護納付金分

目	事業名	予算額 (千円)	事業内容
1 介護納付金分	介護納付金分支払事務	98,208	県が介護納付金の推計をもとに、保険料収納必要総額を算出し、所得水準（40から64歳の被保険者）に応じて各市町村に割当てられた額を県に支払う。

5款 保健事業費 1項 特定健康診査等事業費

目	事業名	予算額 (千円)	事業内容
1 特定健康診査等事業費	特定健康診査等事業	40,263	40歳から74歳までの被保険者に対して内臓脂肪症候群及びその予備軍を特定するために健診事業を委託する。平成30年度から全対象被保険者の自己負担額を無料にし受診率の向上を図る。 健診内容 問診、身体測定、理学的検査、血圧検査、尿検査、血液検査、心電図、医師の判断による追加項目として眼底検査

令和元年度 国民健康保険事業報告

1. 受付業務 取得（加入）者数 1, 373人
喪失者数1, 590人 等（元年12月末現在）
2. 賦課管理 年6回納税通知書の送付、収納管理等
3. 資格管理 保険証に関する資格管理（発行、再交付、短期証、高齢受給者証等）
4. 給付業務 療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金葬祭費等の給付業務（1,767,869,818円）（12月末現在）
5. 健診事業 特定健診に関する事業（29,414,473円）（12月末現在）
6. 広報事業 広報やとみへ国保制度等周知記事の掲載、市ホームページの国保コーナーの更新
7. 式典業務 2019健康フェスタ 健康表彰式典運営
8. 保健事業
 - (1) 医療費通知年6回、医療費差額通知年2回
 - (2) 健康ポスター募集（市内小学6年生から100作品応募）表彰、ポスターカレンダー（200枚）を作成し、市内医療関係機関等に配布
 - (3) ジェネリック医薬品希望シールを作成し、役所窓口や健康フェスタで配布
9. その他事業 保険証の裏面「臓器移植意思表示欄」に関するPR事業の開催
 - (1) 4月から5月「GIFT Of Life いのちの贈りもの移植を受けた子どもたちの作品展」開催
 - (2) 10月「全国移植者スポーツ大会写真展」開催
 - (3) 10月2019健康フェスタの会場にてPRブースを設置しアンケートの回収（350枚）

令和元年度 国民健康保険特別会計現状報告表

NO	名称	30年12月末現在	元年12月末現在	対前年度比 %
1	国民健康保険加入世帯数	5,268 世帯	5,149 世帯	97.74
2	国民健康保険加入者数	8,823 人	8,492 人	96.25
3	(内 一般被保険者)	8,802 人	8,490 人	96.46
4	(内 退職被保険者)	21 人	2 人	9.52
5	介護保険2号被保険者数	2,775 人	2,697 人	97.19
6	国民健康保険取得(加入)者数	1,188 人	1,373 人	115.57
7	国民健康保険喪失者数	1,556 人	1,590 人	102.19
8	国民健康保険税収入	652,921,005 円	618,283,051 円	94.69
9	(内 一般被保険者)	650,620,582 円	617,414,004 円	94.90
10	(内 退職被保険者)	2,300,423 円	869,047 円	37.78
11	保険給付費 (療養給付費、療養費、高額療養費、葬祭費等)	1,788,061,916 円	1,767,869,818 円	98.87
12	(内 療養給付費)	1,552,472,808 円	1,537,691,569 円	99.05
13	(内 療養費)	24,594,854 円	22,484,972 円	91.42
14	(内 高額療養費)	192,180,313 円	192,284,786 円	100.05
15	特定健診等事業費	30,774,885 円	29,414,473 円	95.58
16	1月末現在歳出総額	2,627,429,897 円	2,737,319,233 円	104.18